

第5次越谷市障がい者計画（素案）に対する合同専門分科会における意見等一覧

資料2

No.	ページ	編	項目名	意見等の主旨	市の考え方・対応	対応の種別
1	47	II	第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進 現状と今後の方向性	第4次計画の第1章「広報・啓発の推進」の「現況と課題」の第2段落に掲載がある「障がいのあるなしにかかわらず～共生が進展すると言えます。」という文章を第5次計画にも掲載して欲しい。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追記しました。 【第3段落4行目】 「そのためには、障がいのあるなしにかかわらず子どもから大人までともに育ち、ともに学ぶことで地域における共生を進展させていくことが重要です。」	修正
2	49		第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進 ①障がいを理由とする差別の解消の推進	「合理的配慮の啓発」について、一般の社会で障がい者が生活していくにあたり必要な配慮について、正しく啓発していくため民生委員等に研修を実施していただきたい。また、合理的配慮は社会全体で必要なものであるため、このことが伝わるよう表現を工夫していただきたい。	ご意見を踏まえ、項目①-4を以下のとおり修正しました。 【全文】 事業者や市民に対し、障がい者の差別解消に係るパンフレットの配布及び出張講座等を実施し、合理的配慮等について啓発活動を行い、障がい者差別の解消に努めます。	修正
3	49		第1章 障がい者の権利擁護等の推進及び障がいに対する正しい理解の促進 ①-4 障害者の差別解消に係る啓発活動	「市民に対する啓発活動」という記載だけではどのような活動を指しているのかわかりづらいのではないかと。		修正
4	75		第3章 地域生活を支える福祉サービス及び支援体制の充実	放課後等デイサービスの言及が計画の中でないが、当サービスのニーズが高まっているため、計画の中でお示しいただきたい。	ご意見を踏まえ、本項目の本文3行目に以下のとおり追記します。 【3行目】 就学児を対象とする放課後等デイサービスでは、個々の発達やライフステージに応じ、障がいの疑いがある段階から地域で支援できるよう保健・医療、教育等の関係機関との連携の促進に取り組みます。	修正
5	75		②-4 障がい児支援事業の充実	No. 4の意見に関連し、同項目に「学校との連携の促進」というような文言を追記していただきたい。		
6	83～89		第4章 教育・育成の充実	4章の「子ども」についての表現が児童、児童生徒、子どもと複数ある。理由がないのであれば表現を統一したほうがよいのではないかと。	「児童」等の表現につきましては、各法律の定義に基づいて表現しています。例を挙げますと、学校基本法では、小学生を「児童」、中・高生を「生徒」と定義している一方で児童福祉法では、満18歳に満たない者を「児童」と定義しています。このほか、文脈に応じて「子ども」という総称を用いて表現しています。	意見
7	89		第4章 教育・育成の充実 ③-9 特別支援学校との連携 ③-10 特別支援学校や障がい者福祉施設との連携	両項目名が「特別支援学校～連携」と重複しており、区別がつきにくい。③-10の項目名の「連携」を「交流促進」とする等、区別が付きやすい表現にしたほうがよい。	ご意見を踏まえ、③-10の項目名を「特別支援学校や障がい者福祉施設との交流推進」に修正しました。	修正